

「電話のユニバーサルサービス制度」が スタートします。

全国どこでも公平に利用できる電話サービスを、
みんなで支える新しい仕組みです。

日本全国で提供されている加入電話、公衆電話、緊急通報
(110番・118番・119番)の電話サービス。

これらが、電気通信事業法に定められたユニバーサルサービスです。

NTT東日本・西日本が提供しているこれらのサービスは

携帯電話やIP電話の普及及び電話サービスの競争の進展などに伴い

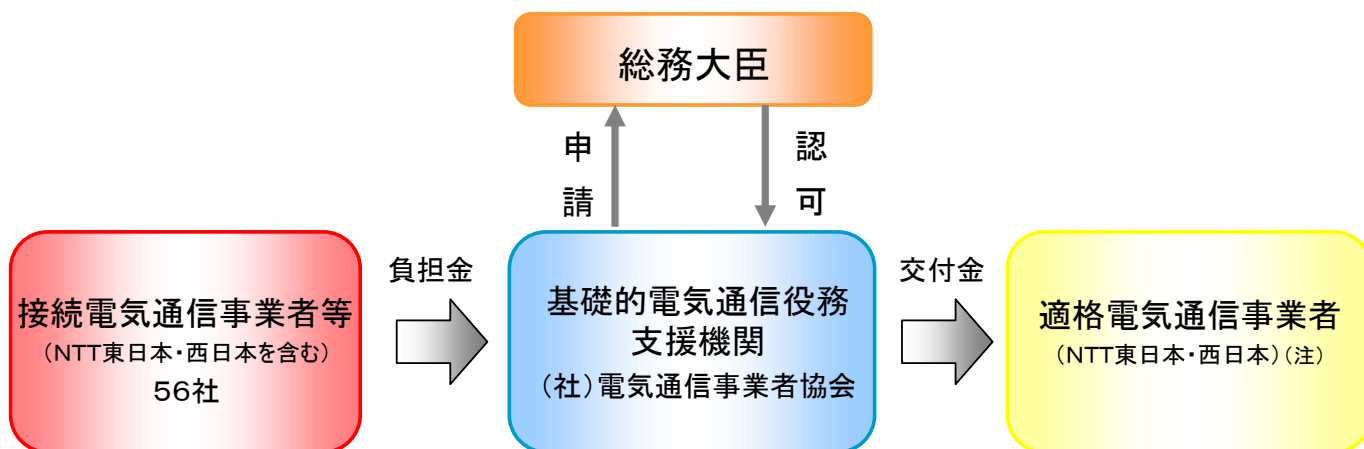
通話料金が大幅に安くなりましたが、一方では、このユニバーサルサービスの
提供費用が不足することとなりました。

このため、NTT東日本・西日本も含め固定電話・携帯電話・PHS・IP電話などの
電話会社56社が協力して費用を出し合う「ユニバーサルサービス制度」が
スタートすることとなりました。その費用は、最終的には、皆様がお支払いになる
電話サービスの料金で賄われることとなります。

この制度の円滑な運営のため、ぜひともご理解とご協力をお願いします。



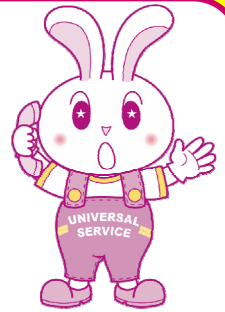
「ユニバーサルサービス制度」の流れ



(注)NTT東日本・西日本がユニバーサルサービス提供事業者として指定されています。

ユニバーサルサービス制度は、 大事な通信環境を、みんなで支える制度です。

ユニバーサルサービス制度Q&A



Q1 ユニバーサルサービスって、実際どんなサービス？

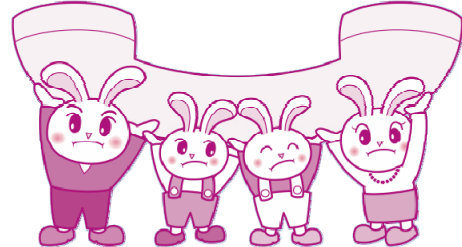
- A. 電気通信事業法により、「あまねく日本全国で提供が確保されるべき」と規定されているサービスです。
加入電話の基本料や、社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されている第一種公衆電話、さらに特例料金となる離島通話及び110番・118番・119番などの緊急通報がこれに該当します。

Q2 ユニバーサルサービス制度で、何が変わりますか？

- A. 従来はユニバーサルサービス提供事業者であるNTT東日本・西日本が、サービスの提供に必要な費用を負担していました。
新しい制度では、NTT東日本・西日本も含め他の固定電話、携帯電話、PHS、IP電話などの電話会社全体で応分に費用を出し合います。

Q3 ユニバーサルサービス制度が必要になった理由は？

- A. 携帯電話やIP電話の普及及び電話サービスの競争進展などに伴い通信料金が大幅に安くなりましたが、一方では、ユニバーサルサービスの確保に必要な費用が不足することとなりました。このままでは、NTT東日本・西日本だけでユニバーサルサービスを維持できなくなるため、主要な電話会社全体で支えていくことになったのです。



Q4 ユニバーサルサービス制度の具体的な仕組みは？

- A. まず、NTT東日本・西日本に対して補てんする金額をもとに、1電話番号当たりの支払い額（番号単価）を、社団法人電気通信事業者協会が決定します。
この番号単価に基づいて平成19年1月以降、皆様ご利用になる電話番号の数に応じた費用が、各電話会社からユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会を通じて、NTT東日本・西日本に支払われます。

※社団法人電気通信事業者協会は、ユニバーサルサービス支援機関として、総務大臣による指定を受けています。

※補てん額は、離島・山間地までの高コスト地域における加入電話基本料のコストの一部や、第一種公衆電話の赤字の一部などを対象に算定されます。



Q5 利用者が支払っている電話料金との関係は？

- A. 番号単価（平成19年1月から6月までは1番号当たり7円/月）は、現在ご利用（ご契約）の電話会社が支払うものですが、最終的には、皆様ご利用になる電話サービスの費用の一部になることから、ユニバーサルサービス制度の負担金を拠出する事業者が、当該負担金を経営努力によって内部吸収するか、あるいは皆様に負担を求めるかについては、経営判断により決定することになります。
詳しくはご利用の電気通信事業者にお問い合わせ下さい。

ユニバーサルサービス制度に関するお問い合わせは

総務大臣指定 基礎的電気通信役務支援機関（ユニバーサルサービス支援機関）

社団法人電気通信事業者協会 支援業務室

<http://www.tca.or.jp/universalservice/index.html>

0570-02-1267

【受付時間 平日 9時～17時 土日・休日・祝休日・年末年始を除く】

●総務省北海道総合通信局

〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
011-709-3956【電気通信事業課】

●総務省東北総合通信局

〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
022-221-0630【電気通信事業課】

●総務省関東総合通信局

〒100-8795 千代田区丸の内1-6-1
03-5220-5685【電気通信事業課】

●総務省信越総合通信局

〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
026-234-9952【電気通信事業課】

●総務省北陸総合通信局

〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
076-233-4429【電気通信事業課】

●総務省東海総合通信局

〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
052-971-9133【電気通信事業課】

●総務省近畿総合通信局

〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
06-6942-8519【電気通信事業課】

●総務省中国総合通信局

〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
082-222-3376【電気通信事業課】

●総務省四国総合通信局

〒790-8795 松山市宮田町8-5
089-936-5041【電気通信事業課】

●総務省九州総合通信局

〒860-8795 熊本市二の丸1-4
096-326-7862【電気通信事業課】

●総務省沖縄総合通信事務所

〒900-8795 那覇市東町26-29 4F
098-865-2302【情報通信課】

【受付時間 平日 9時～12時、13時～17時】

●総務省

〒100-8926 千代田区霞ヶ関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館
03-5253-5900【電気通信消費者相談センター】

【受付時間 平日 9時半～12時、13時～17時】

詳しい情報は http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/universalservice/